

米国の輸入規制の概要 (平成27年3月3日時点)

1. 輸入規制措置の概要

米国政府は、日本で出荷制限措置がとられた品目について、県単位で輸入停止措置を講じるとともに、その他の品目については、品目により米国の食品安全基準に違反していないことの証明または米国側でのサンプル検査等が課されています。

今般、規制内容の一部が以下のとおり緩和されましたので、お知らせします。

・輸入停止の対象品目の縮小

福島、岩手、宮城及び茨城の一部品目（※）について、輸入停止が解除されました（証明書の添付も不要）。

※福島県…ワサビ、水産物（アカガレイ、ホウボウ、ホシザメ、マガレイ、キタムラサキウニ、サヨリ、フナ）

岩手県…ソバ

宮城県…ソバ、水産物（ヒラメ、ヒガンフグ）

茨城県…茶、水産物（ニベ、ヒラメ、マダラ）

・検査証明の対象品目の縮小

福島、茨城及び栃木の生鮮野菜及び果実について、検査証明の対象から除外されました。

（輸入規制措置の内容）

区分	対象県	品目	規制内容
1	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡（14県）	日本国内で出荷制限対象となっている品目（県単位） （平成27年2月24日付のFDA輸入アラートに基づく）	輸入停止
2	福島、岩手、宮城、群馬、栃木（5県）	牛乳、乳製品 （輸入停止品目を除く）	米国の食品安全基準に違反していないことの証明の添付により許可され得る。
		上記品目以外の食品、飼料	米国にてサンプル検査
3	上記5県以外	全ての食品、飼料 （輸入停止品目を除く）	

2. 留意事項

（1）輸入停止品目（区分1）

米国食品医薬品局（FDA）の輸入アラート99-33（平成27年2月24日付け）に記載のある日本国内での出荷制限品目となっています。

※FDA輸入アラート99-33

http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html

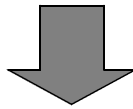
（2）米国の食品安全基準に違反していないことの証明（区分2）

具体的な証明手続きの詳細については、引き続き米国政府と協議中です。

米国の輸入規制緩和
(新旧対照表)

【旧】

区分	対象県	品目	規制内容
1	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡（14県）	日本国内で出荷制限対象となっている品目（県単位） （平成25年9月9日付のF D A 輸入アラートに基づく）	輸入停止
2	福島、茨城、栃木（3県）	・牛乳、乳製品 ・生鮮野菜及び果実 （輸入停止品目を除く）	米国の食品安全基準に違反していないことの証明の添付により許可され得る。
		上記品目以外の食品、飼料	
3	上記3県以外	全ての食品、飼料 （輸入停止品目を除く）	米国にてサンプル検査



【新】（平成27年3月3日以降）

区分	対象県	品目	規制内容
1	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡（14県）	日本国内で出荷制限対象となっている品目（県単位） （平成27年2月24日付のF D A 輸入アラートに基づく） ※福島県のワサビ・一部の水産物、岩手県のソバ、宮城県のソバ・一部の水産物、茨城県の茶・一部の水産物は対象から除外	輸入停止
2	福島、栃木、岩手、宮城、群馬（5県）	牛乳、乳製品 （輸入停止品目を除く） ※生鮮野菜及び果実は対象から除外	米国の食品安全基準に違反していないことの証明の添付により許可され得る。
		上記品目以外の食品、飼料	
3	上記5県以外	全ての食品、飼料 （輸入停止品目を除く）	米国にてサンプル検査

米国の輸入停止品目
(平成27年2月24日付けFDA輸入アラート99-33に基づく)

対象県	輸入停止品目
青森	野生のキノコ類
岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、野生のセリ、 サバ 、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、ワラビ、大豆、ウグイ、クロダイ、スズキ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、シカの肉、ヤマドリの肉
宮城	サバ 、ゼンマイ、タケノコ、（野生の）コシアブラ、 [(野生の) タラノメ] 、クサソテツ、米、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、大豆、アユ（養殖を除く）、ヤマメ（養殖を除く）、クロダイ、ウグイ、スズキ、 ヒラメ 、 ヒガンフグ 、イワナ（養殖を除く）、牛の肉、クマの肉、イノシシの肉
山形	クマの肉
福島	原乳、野生のタラノメ、小豆、タケノコ、非結球性葉菜類（カブ）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、結球性葉菜類（ホウレンソウ、レタス、セロリ、クレソン、エンダイブ、キクヂシャ、フダンソウ、コラード）、クリ、 ワサビ（栽培） 、野生のフキノトウ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、大豆、ウメ、フキ、ウワバミソウ、ユズ、 [カサゴ] 、アユ（養殖を除く）、アイナメ、 アカガレイ 、アカシタビラメ、イカナゴ（稚魚を除く）、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、 ホウボウ 、ホシガレイ、 ホシザメ 、マアナゴ、 マガレイ 、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、 キタムラサキウニ 、 サヨリ 、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、 ヲナ（養殖を除く） 、クマの肉、牛の肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉
茨城	原木シイタケ、 茶 、タケノコ、野生のコシアブラ、スズキ、ウナギ、シロメバル、 ニベ 、コモンカスベ、アメリカナマズ（養殖を除く）、 ヒラメ 、 マダラ 、イシガレイ、ギンブナ（養殖を除く）、イノシシの肉
栃木	野生のタラノメ、タケノコ、クリ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、（野生の）コシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、イワナ（養殖を除く）、牛の肉、イノシシの肉、シカの肉
群馬	野生のキノコ類、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉
埼玉	野生のキノコ類
千葉	シイタケ、タケノコ、コイ、ギンブナ、 [ウナギ] 、イノシシの肉
新潟	クマの肉
山梨	野生のキノコ類
長野	野生のキノコ類、 [コシアブラ]
静岡	野生のキノコ類

※前回公表した時点（平成26年12月12日）の輸入停止品目と比較して、削除された品目については取消し線及び赤字、新たに追加された品目については[] 及び青字で記載しています。また、福島産の「牛乳」が「原乳」に変更されました。